

○立命館大学外国人留学生授業料減免規程

2010年6月23日

規程第864号

(趣旨)

第1条 学則第65条の2第2項および大学院学則第87条第2項にもとづき、優秀な外国人留学生の経済的負担を軽減することを目的として外国人留学生の授業料を減免し、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(種別および減免額)

第2条 学部学生の授業料の減免は、次の各号の区分により、当該各号に定める額とする。

- (1) 学部生Ⅰ種 減免学期の授業料の100%の額
- (2) 学部生Ⅱ種 減免学期の授業料の50%の額
- (3) 学部生Ⅲ種 減免学期の授業料の20%の額

2 大学院学生の授業料の減免は、次の各号の区分により、当該各号に定める額とする。

- (1) 院生Ⅰ種 減免学期の授業料の100%の額
- (2) 院生Ⅱ種 減免学期の授業料の20%の額

3 前項のほか、国費外国人留学生、中華人民共和国「国家建設高水平大学公派研究生項目」により受入れる外国人留学生、学部共同学位プログラム受入留学生、第Ⅳ期高等人材開発（PHRD-Ⅳ）によるリンケージ修士課程プログラム（以下「インドネシアリンケージ修士学位プログラム」という。）、または大学間協定等にもとづく留学生に対し、入学金または授業料の減免を行う。

(減免の対象者)

第3条 授業料減免の対象者は、本大学に在学する者で「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有するものまたは取得見込みのものとする。

2 前項にかかわらず、本人に代わり独立行政法人国際協力機構、アジア開発銀行その他の機関が授業料の納入をしている者は、本減免の対象としない。

(適用人数)

第4条 1年次の学部学生に対する適用人数の上限は、学部生Ⅰ種および学部生Ⅱ種にあっては別表1、学部生Ⅲ種にあっては入学試験の方式に応じて別表2のとおりとする。

2 2年次以降の学部学生に対する適用人数の上限は、学部生Ⅰ種および学部生Ⅱ種にあっては別表3、学部生Ⅲ種にあっては入学試験の方式に応じて別表4のとおりとする。

3 1年次の大学院学生に対する院生Ⅰ種および院生Ⅱ種の適用人数の上限は、別表5のと

おりとする。

4 2年次以降の大学院学生に対する院生Ⅱ種の適用人数は、申請者数と同数とする。

(減免の期間)

第5条 授業料を減免する期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1年次の学部学生 入学時から連続して2学期間

(2) 2年次以降の学部学生または院生Ⅱ種の適用者のうち4月に入学した者 春学期および引き続く秋学期の2学期間

(3) 2年次以降の学部学生または院生Ⅱ種の適用者のうち9月に入学した者 秋学期および引き続く春学期の2学期間

(4) 院生Ⅰ種の適用者 入学時から標準修業年限までの各学期間

2 前項にかかわらず、休学し、復学した者(院生Ⅰ種の適用者を除く。)で次の各号に定めるものについて、授業料を減免する期間は次のとおりとする。

(1) 4月に入学した者で秋学期に復学した者 復学した秋学期間

(2) 9月に入学した者で春学期に復学した者 復学した春学期間

(申請)

第6条 授業料の減免を希望する者は、指定の日までに所定の書類を国際部長に提出しなければならない。

2 学部学生に対する授業料の減免は、1年次における減免の適用を希望する者にあつては入学試験の出願時に、2年次以降の者にあつては4月に入学した者は毎年4月に、9月に入学した者は毎年10月に、申請を受け付ける。

3 大学院学生に対する授業料の減免は、院生Ⅰ種にあつては入学試験の合格発表後の入学手続時に、院生Ⅱ種にあつては4月に入学した者は毎年4月に、9月に入学した者は毎年10月に、申請を受け付ける。

4 前2項にかかわらず、前条第2項第1号に定める者にあつては毎年10月に、同項第2号に定める者にあつては毎年4月に、申請を受け付ける。

(申請資格)

第7条 学部の1年次における減免を申請できる者は、次のいずれかの入学試験の受験者とする。

(1) 外国人留学生入学試験(春学期実施・秋学期実施)

(2) 外国人留学生推薦入学試験(日本語学校)

(3) 海外推薦入学試験(Ⅰ期・Ⅱ期)

(4) AO英語基準入学試験

(5) 推薦英語基準入学試験

2 学部の2年次以降の減免を申請できる者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。ただし、2年次以降に編入学または転入学（以下「編入学等」という。）した者が編入学等した年次に減免の申請をする場合については、次の各号のすべてを満たすものとみなす。

(1) 申請日の属する学期の直前の2学期の修得単位数の合計が10単位以上であること。

(2) 申請日の属する学期の直前学期までの修得単位数の合計が、卒業に必要な単位数の8分の1に申請日の属する学期までに在学した学期数を乗じた単位数（以下「標準単位数」という。）以上であること。

3 院生Ⅰ種の減免を申請できる者は、研究科ごとに入試要項で指定する入学試験の受験者とする。

4 院生Ⅱ種の減免を申請できる者は、院生Ⅰ種を適用されていない者とする。

（申請の制限）

第8条 過去にこの減免の適用を受けた者が、再び減免の申請を行うことを妨げない。ただし、減免の学期が重複する申請はできない。

2 複数回の減免の申請を行う場合において、通算した減免の期間は、学部学生にあつては学則第17条に定める修業年限までの学期間を、大学院学生にあつては標準修業年限までの学期間を上限とする。ただし、休学期間を除く。

（選考および決定）

第9条 授業料減免の適用者（以下「適用者」という。）および適用する種別は、国際教育センター合同会議において選考し、国際部長が決定のうえ通知する。

（選考方法）

第10条 学部学生の1年次において減免の適用を希望する者に対する選考は、第7条第1項に定める入学試験ごとに行い、入学試験の得点の高い者から学部生Ⅰ種、学部生Ⅱ種、学部生Ⅲ種の順に割り当てる方法による。

2 学部学生の2年次以降の者に対する選考は、次の各号の順に割り当てる方法による。

(1) 学部生Ⅰ種

申請日の属する学期の直前学期までの修得単位数の合計が標準単位数以上である者のうち、修得済み単位の成績の上位者

(2) 学部生Ⅱ種

申請日の属する学期の直前学期までの修得単位数の合計が標準単位数以上である者

のうち、修得済み単位の成績が前号に次ぐ者

(3) 学部生Ⅲ種

申請日の属する学期の直前の2学期の修得単位数の合計が10単位以上である者のうち、修得済み単位の成績が第1号および第2号に次ぐ者

- 3 1年次の学部学生で第5条第2項に定める者に対する選考は、第1項の選考とは別に行い、入学試験の得点の高い者から学部生Ⅰ種、学部生Ⅱ種、学部生Ⅲ種の順に割り当てる方法による。
- 4 2年次以降の学部学生で第5条第2項に定める者に対する選考は、第2項の選考とは別に行い、休学する直前学期までの修得単位数の合計が標準単位数以上である者について、修得済み単位の成績の上位者から学部生Ⅰ種、学部生Ⅱ種、学部生Ⅲ種の順に割り当てる方法による。
- 5 編入学等した者が編入学等した年度に減免の申請をする場合においては、前項各号に定める「修得済み単位の成績」は、入学前に修得した単位をB評価として換算した成績をいうものとする。
- 6 院生Ⅰ種の選考は、入学試験の得点により行い、得点の高い者から適用する。
- 7 院生Ⅱ種の選考は行わず、申請した対象者全員に適用する。

(適用の取消し)

第11条 授業料減免の適用者が、次の各号の事由のいずれかに該当するときは、国際部長は、当該事由の発生日が属する学期およびそれ以降の学期の減免の適用を取り消す。

- (1) 申請書類への虚偽の記載等の不正を行ったとき。
- (2) 第3条に定める対象者でなくなったとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 退学または除籍となったとき。
- (5) 3か月を超える停学処分を受けたとき。
- (6) その他国際部長が授業料減免の適用者としてふさわしくないと判断したとき。

- 2 前項第3号は、院生Ⅰ種の適用者については適用しない。

(適用の休止)

第12条 院生Ⅰ種の適用者が、次の各号の事由のいずれかに該当するときは、国際部長は、当該事由の発生日が属する学期の減免を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) その他国際部長が授業料減免の適用を休止することが相当であると認めたとき。

2 前項の事由がなくなったときは、授業料減免の適用を再開する。

(納入)

第13条 第11条により、授業料減免の適用を取り消された者は、当該学期の減免額に相当する授業料の納入をしなければならない。この場合においては、取消しの通知を受けた日から起算して2週間以内に一括して納入しなければならない。

(国費外国人留学生の特例)

第14条 第3条から前条までの定めにかかわらず、国費外国人留学生制度実施要領第4条第2項に定める推薦方法により受入れる国費外国人留学生は、本条の定めるところにより入学金および授業料の全額を減免する。

2 授業料の減免の期間は、文部科学省の国費外国人留学生に採用されている学期とする。

3 国際部長は、第1項により入学金および授業料の減免をされた者が、第11条第1項各号に定める事由に該当するときまたは国費外国人留学生でなくなったときは、その者に対する減免の適用を取り消す。この場合においては、第13条を準用する。

(中国政府大学院留学生の特例)

第15条 第3条から第13条までの定めにかかわらず、中華人民共和国「国家建設高水平大学公派研究生項目」により受入れる外国人留学生は、本条の定めるところにより入学金および授業料の全額を減免する。

2 授業料の減免の期間は、3年間とする。ただし、在学期間の延長を認めた場合は、本大学の定める期間とする。

3 国際部長は、第1項により入学金および授業料の減免をされた者が、第11条第1項各号に定める事由に該当するときは、その者に対する減免の適用を取り消す。この場合においては、第13条を準用する。

(リンケーj修士学位プログラムの特例)

第16条 第3条から第13条までの定めにかかわらず、インドネシアリンケーj修士学位プログラムにより受入れる外国人留学生は、本条の定めるところにより入学金および授業料のうちインドネシア政府が支払った額を差し引いた残額について減免する。

2 授業料の減免の期間は、1年間とする。

3 国際部長は、第1項により入学金および授業料の減免をされた者が、第11条第1項各号に定める事由に該当するときは、その者に対する減免の適用を取り消す。この場合においては、第13条を準用する。

(学部共同学位プログラム受入留学生の特例)

第17条 第3条から第13条までの定めにかかわらず、学部共同学位プログラムに関する海外の大学等との協定において授業料減免の定めがある大学より受入れる外国人留学生は、本条の定めるところにより授業料を減免する。

2 授業料の減免の期間は、受入日から2学期間とする。ただし、継続を認める場合は、1学期間を単位とし4学期間を上限とする。

3 減免する授業料の額は、別表6―1および別表6―2に定める。

4 第2号ただし書の場合においては、受入れの日から3学期目以降は毎学期の開始に、当該学期の減免について継続審査を行う。

5 前項の継続審査に合格しないときは、その学期の減免を行わない。

6 継続の要件は、受入れの日から前学期までのGPAが、通算して3.0以上とする。

7 国際部長は、第1項により授業料の減免をされた者が、第11条第1項各号に定める事由に該当するときは、その者に対する減免の適用を取り消す。この場合においては、第13条を準用する。

(大学間協定等にもとづく留学生の特例)

第18条 第3条から第13条までの定めにかかわらず、留学生受入れに関する海外の大学等との授業料減免の定めがある協定にもとづき受入れる外国人留学生は、本条の定めるところにより授業料を減免する。

2 授業料の減免の期間は、協定に定める期間とする。

3 減免する授業料の額は、協定に定める額とする。

4 国際部長は、第1項により授業料の減免をされた者が、第11条第1項各号に定める事由に該当するときは、その者に対する減免の適用を取り消す。この場合においては、第13条を準用する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2010年6月23日に施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則 (2011年11月9日2012年度学費の決定等に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。ただし、2012年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2012年6月27日選考および取消の手續変更ならびに大学学則および大学院学則の一部変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2012年6月27日から施行し、2012年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第7号の減免については、2013年度の入学者から適用する。
- 3 第2条第1項第6号の減免については、2016年9月30日をもって募集を停止する。

附 則（2013年3月18日 私費外国人留学生授業料減免の対象者の変更、適用の中止、取消および追加納入の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2016年10月12日 2017年度以降の授業料減免制度の実施等に伴う全部改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、2017年3月31日までに授業料減免の適用が決定した者については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行に伴い、立命館大学私費外国人留学生特別奨励生授業料減免規程を廃止する。ただし、2017年3月31日までに同規程にもとづき授業料減免の適用が決定した者については、なお従前の例による。

附 則（2017年1月18日 規程名称の変更に伴う一部改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2018年1月17日 学期名称の変更に伴う一部改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

別表1 1年次の学部学生に対する学部生Ⅰ種および学部生Ⅱ種の適用人数(第4条第1項関係)

種別	人数
学部生Ⅰ種	入学試験の募集人数の合計の10%
学部生Ⅱ種	入学試験の募集人数の合計の10%

別表2 1年次の学部学生に対する学部生Ⅲ種の適用人数（第4条第1項関係）

入学試験	人数
AO英語基準入学試験および推薦英語基準入学試験	入学試験の募集人数の合計から、別表1に定める学部生Ⅰ種および学部生Ⅱ種の適用人数の合計を差し引いた数
外国人留学生入学試験（春学期実施・秋学期実施）、外国人留学生推薦入学試験（日	入学試験の募集人数の合計の50%

本語学校) および海外推薦入学試験 (Ⅰ期・Ⅱ期)	
---------------------------	--

別表3 2年次以降の学部学生に対する学部生Ⅰ種および学部生Ⅱ種の適用人数(第4条第2項関係)

種別	人数
学部生Ⅰ種	申請者数の10%
学部生Ⅱ種	申請者数の10%

別表4 2年次以降の学部生に対する学部生Ⅲ種の適用人数(第4条第2項関係)

入学試験	人数
AO英語基準入学試験または推薦英語基準入学試験により入学した者	申請者数から、別表3に定める学部生Ⅰ種および学部生Ⅱ種の適用人数の合計を差し引いた数
AO英語基準入学試験または推薦英語基準入学試験を除く入学試験により入学した者	申請者数の合計の50%

別表5 1年次の大学院学生に対する院生Ⅰ種および院生Ⅱ種の適用人数(第4条第3項関係)

種別	人数
院生Ⅰ種	入学年度ごとに本学大学院修士課程、博士課程前期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程で合計20名、博士課程後期課程および一貫制博士課程(後期課程相当)で合計10名
院生Ⅱ種	申請者数と同数

別表6ー1 (学部共同学位プログラム受入留学生授業料減免一薬学部以外)(第17条第3号関連)

(学期につき)	
学部・学科名	2～4年次
法学部	109,800円
経済学部(経済学科)	109,800円
経済学部(国際経済学科)	124,050円
経営学部(経営学科)	109,800円

経営学部（国際経営学科）	124,050円
産業社会学部（現代社会学科子ども社会専攻を除く）	129,600円
産業社会学部（現代社会学科子ども社会専攻）	137,250円
文学部	126,300円
理工学部	164,700円
国際関係学部	142,800円
政策科学部	131,700円
情報理工学部	164,700円
映像学部	197,700円
生命科学部	164,700円
スポーツ健康科学部	137,250円

別表6ー2（学部共同学位プログラム受入留学生授業料減免―薬学部）（第17条第3号関連）

（学期につき）	
学部名	2～6年次
薬学部	236,100円